

改修工事を行った場合、工事完了の翌年度分の固定資産税額の2分の1が減額(長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2が減額) ※工事完了後3カ月以内に申告

■住宅のバリアフリー改修工事

新築された日から10年以上経過し、65歳以上の方、介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けている方、所得税や住民税上の障害者控除の適用を受ける方が居住する住宅に、令和8年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行った場合、工事完了の翌年度分の固定資産税額の3分の1が減額 ※工事完了後3カ月以内に申告

■住宅の省エネ改修工事

平成26年4月1日から所在している住宅が、令和4年4月1日～令和8年3月31日に省エネ改修工事などを行い、一定の基準に適合することが証明された場合、工事完了の翌年度分の固定資産税額の3分の1が減額(長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2が減額) ※工事完了後3カ月以内に申告

■新築住宅

1戸当たりの床面積が50㎡以上(共同賃貸住宅は40㎡以上)280㎡以下かつ居住部分が2分の1以上(非居住部分是对象外)で新築された住宅は、1戸につき120㎡まで一定期間(新築から3年度分(長期優良住宅は5年度分)、中高層耐火建築物は5年度分(長期優良住宅は7年度分))固定資産税が2分の1に減額 ※長期優良住宅の場合のみ、新築した年の翌年1月31日までに申請
 詳資産税課 ☎(32)6268

令和7年度認可保育施設入所申込書類等の配布時期

配布開始 11月18日(月)から

配布場所 こども育成課および子育て支援センター

用 12月2日(月)～令和7年1月17日(金)
 ※詳細は広報12月号で

詳 こども育成課 ☎(32)6378

国民健康保険および後期高齢者医療制度

■12月2日から保険証が廃止されます
 国の法改正により、12月2日以降、従

来の保険証は廃止され、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行されます。廃止日以降も、12月1日までに発行された保険証については、記載された有効期限まで使用することが可能です

■マイナ保険証の利用登録がある方には、「資格情報通知書」を交付します

マイナ保険証の利用登録がある方には、新規資格取得・資格情報変更・氏名や住所の変更・交付済み保険証の再交付などの手続き時に「資格情報通知書」を交付します。これにより、登録しているご自身の保険証の情報を確認していただきます。医療機関などの受診時は、マイナンバーカードをご持参ください

■マイナ保険証の利用登録がない方には、「資格確認書」を交付します

マイナ保険証の利用登録がない方には、従来の保険証に代わる「資格確認書」を交付しますので、引き続き医療機関の受診が可能です

詳 保険年金課 ☎(32)6418



水道修理の申し込み、家屋解体時の届け出

水道修理の申し込み

直接水道事業者に電話し、修理を依頼してください。アパートや借家にお住まいの方は、まず大家さんなどにご相談ください。宅地内および建物内の水道管は建物の一部であり、市では修理をしておりません



▲水道業者一覧

水道修理 苫小牧 指定事業者

家屋解体時の届け出

水道を利用していた家屋の解体を行う前には、別途水道設備の撤去の届け出や工事が必要となります。なお、水道設備の撤去は解体事業者ではできませんので、苫小牧市指定の給水装置工事事業者に依頼してください

苫小牧 水道撤去

水道管の凍結に備えて

水道管が凍結すると、水が使えなくなるだけでなく、修理代などの思わぬ出費や重大な事故にもつながります。冬に備えて、水抜栓の位置や水抜き方法を確認しておきましょう。水抜き実演動画をHPで公開しております。ぜひご覧ください



水抜き実演 苫小牧

詳 水道窓口課 ☎(32)6695(平日昼間)
 ☎(32)6111(上記以外)

広告